

# 集合住宅等における検針方法別 水道料金等の比較表

※この表では主に、3階建て以上の集合住宅等を対象として、検針方法別に水道料金等の取扱いを記載しています。  
(2階建てまでの集合住宅等については、支管分岐により敷地内の地面に各戸ごとのメーターを設置することができます。)

検針方法	1 通常の方法	2 特別承認	3 各戸検針	
			遠隔式	普通式
水道料金の請求方法	全戸分を一括請求	全戸分を一括請求	各戸ごとに個別請求	
請求先	親メーターの使用者	親メーターの使用者	各戸メーターのそれぞれの使用者	
算定に用いる使用水量	親メーターの指針	親メーターの指針	各戸メーターごとの指針	
計算方法	<p><b>基本料金 + 従量料金</b></p> <p>(計算式の説明)</p> <p>㉞ 基本料金 ⇒ 親メーターの口径に応じた料金</p> <p>㉟ 従量料金 ⇒ 親メーターの使用水量 × 従量料金単価</p>	<p>各戸に口径13ミリの給水管が設置され、使用水量が均等とみなし算定し、戸数分を合算</p> <p><b>1戸当たりの料金 × 承認戸数</b></p> <p>(計算式の説明)</p> <p>㉞ 1戸当たりの料金 ⇒ 口径13ミリの基本料金 + 1戸当たりの従量料金</p> <p>㉟ 1戸当たりの従量料金 ⇒ 1戸当たりのみなし使用水量 × 従量料金単価</p> <p>㊱ 1戸当たりのみなし使用水量 ⇒ 親メーターの使用水量 ÷ 承認戸数</p>	<p>各戸ごとに個別算定</p> <p><b>基本料金 + 従量料金</b></p> <p>(計算式の説明)</p> <p>㉞ 基本料金 ⇒ 各戸メーターの口径に応じた料金</p> <p>㉟ 従量料金 ⇒ 各戸メーターの使用水量 × 従量料金単価</p>	
加入負担金	親メーターの加入負担金	<p>口径13ミリのメーターの加入負担金 × 承認戸数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承認を受けた集合住宅に既に納付された加入負担金がある場合は、その分を上記の額から差し引く。</li> <li>共用栓は承認戸数に数えない。</li> </ul>	<p>各戸メーターの口径に応じた加入負担金 × 戸数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承認を受けた各戸検針の建物に既に納付された加入負担金がある場合は、その分を上記の額から差し引く。</li> <li>共用栓にも各戸メーターの設置が必要</li> </ul>	
親メーターを設置する者	市	市	市	
各戸メーターを設置する者	—	—	<p>建物の所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔指示式のメーターを設置すること。</li> <li>8年ごとの交換が必要</li> <li>設置・交換は自己負担</li> </ul>	市
集中検針盤を設置する者	—	—	<p>建物の所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16年ごとの交換が必要</li> <li>設置・交換は自己負担</li> </ul>	—
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>アパートその他の集合住宅を対象とする。</li> <li>店舗、事務所等は対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅、店舗、事務所、倉庫等を対象とする。</li> </ul>	

※3階建て直結直圧給水方式の建物について建築構造上やむを得ない場合は、支管分岐により敷地内の地面に各戸ごとのメーターを設置することができます。

(裏面では水道料金等の具体的な計算例を紹介しています。)

# 水道料金及び加入負担金の計算例

検針方法	1 通常の方法		2 特別承認		3 各戸検針																	
					遠隔式	普通式																
<b>事 例</b>																						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>301 (26㎡) 302 (20㎡) 201 (34㎡) 202 (30㎡) 101 (45㎡) 102 (40㎡) 共用栓 (15㎡)</p> </div> <div style="width: 35%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3階建て全6戸のアパート（共用栓1個あり）</li> <li>■ 親メーターの口径は40ミリ</li> <li>■ 各戸及び共用栓の「2か月当たりの使用水量」は次のとおり</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>部屋番号(号室)</th> <td>101</td> <td>102</td> <td>201</td> <td>202</td> <td>301</td> <td>302</td> <th>共用栓</th> </tr> <tr> <th>使用水量(㎡)</th> <td>45</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 30%;"> <p>※ 左記に次の条件を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各戸に設置したメーターの口径は全て13ミリ</li> <li>■ 共用栓に設置したメーターの口径も13ミリ</li> </ul> </div> </div>							部屋番号(号室)	101	102	201	202	301	302	共用栓	使用水量(㎡)	45	40	34	30	26	20	15
部屋番号(号室)	101	102	201	202	301	302	共用栓															
使用水量(㎡)	45	40	34	30	26	20	15															
<b>水 道 料 金 (2か月分)</b>																						
<b>計 算 例</b>	<p>※ 集合住宅全体での料金を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親メーターの使用水量 210 ㎡ (45㎡+40㎡+34㎡+30㎡+26㎡+20㎡+15㎡=210㎡)</li> <li>■ 基本料金（口径40ミリ） 16,000 円</li> <li>■ 従量料金 20 ㎡ × 70 円 = 1,400 円 20 ㎡ × 125 円 = 2,500 円 20 ㎡ × 150 円 = 3,000 円 40 ㎡ × 180 円 = 7,200 円 100 ㎡ × 220 円 = 22,000 円 10 ㎡ × 245 円 = 2,450 円 合 計 54,550 円</li> <li>■ 税込料金（親メーターの使用者へ請求） 54,550円 × 1.1 = 60,005 円</li> </ul>		<p>※ 1戸当たりのみなし使用水量を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 親メーターの使用水量（左記のとおり） 210 ㎡</li> <li>■ 1戸当たりのみなし使用水量 210 ㎡ ÷ 6 戸 = 35 ㎡</li> <li>※ 1戸当たりの料金を算定し、戸数分を合算</li> <li>■ 1戸当たりの基本料金（口径13ミリ） 1,000 円</li> <li>■ 1戸当たりの従量料金 20 ㎡ × 70 円 = 1,400 円 15 ㎡ × 125 円 = 1,875 円 合 計 4,275 円</li> <li>■ 税込料金（親メーターの使用者へ請求） 4,275円 × 6戸 × 1.1 = 28,215 円</li> </ul>		<p>※ 各戸ごとに料金を算定（101号室を例にして計算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本料金（口径13ミリ） 1,000 円</li> <li>■ 従量料金 20 ㎡ × 70 円 = 1,400 円 20 ㎡ × 125 円 = 2,500 円 5 ㎡ × 150 円 = 750 円 合 計 5,650 円 税込料金 6,215 円</li> <li>※ 他の部屋についても同様に料金算定すると</li> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>部屋番号(号室)</th> <td>102</td> <td>201</td> <td>202</td> <td>301</td> <td>302</td> </tr> <tr> <th>税込料金(円)</th> <td>4,290</td> <td>3,465</td> <td>2,915</td> <td>2,365</td> <td>1,540</td> </tr> </table> <li>■ 上記税込料金を6戸のそれぞれの使用者へ請求</li> <li>※ 別途、共用栓についても水道料金がかかります。 〔(基本料金(口径13ミリ)+従量料金(15㎡))×税〕 〔(1,000円 + 1,050円)×1.1 = 2,255円〕</li> <li>■ 共用栓メーターの使用者への税込料金 2,255円</li> </ul>		部屋番号(号室)	102	201	202	301	302	税込料金(円)	4,290	3,465	2,915	2,365	1,540				
	部屋番号(号室)	102	201	202	301	302																
税込料金(円)	4,290	3,465	2,915	2,365	1,540																	
<p>※ 特別承認や各戸検針による水道料金が、通常の方法と比べ必ず安くなるとは限りません。使用水量や戸数によっては料金が高くなる場合があります。特別承認や各戸検針の検討に当たっては、事前に使用水量や戸数を予測し、それぞれの算定方法による料金を比較していただくことをお勧めします。</p>																						
<b>お支払いいただく加入負担金の総額</b>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 口径40ミリのメーターを1個</li> <li>1個当たり 580,000 円</li> <li>税 込 638,000 円</li> <li>■ 税込合計額 638,000 円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 口径13ミリのメーターを6個</li> <li>1個当たり 100,000 円</li> <li>税 込 110,000 円</li> <li>■ 税込合計額 110,000円 × 6個 = 660,000 円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 口径13ミリのメーターを7個 (内訳:各戸用のメーター6個と共用栓用のメーター1個)</li> <li>1個当たり 100,000 円</li> <li>税 込 110,000 円</li> <li>■ 税込合計額 110,000円 × 7個 = 770,000 円</li> </ul>																		

※ 特別承認や各戸検針による水道料金が、通常の方法と比べ必ず安くなるとは限りません。使用水量や戸数によっては料金が高くなる場合があります。